

「てもらう」構文における恩恵性の背景化と受動性の前景化

大園雄也（関西外国語大学大学院生）

1. はじめに

本稿では、補助動詞「てもらう」を使用した構文（以降、「てもらう構文」とする）における非恩恵的な用法について、本動詞「もらう」の特徴を引き継いだ結果によるものとの見方を示す。

「てもらう」に限らず、「てやる」、「てくれる」を含んだ構文は、「利益態」（松下 1930）や「恩恵文」（益岡 2021 等）、「ベネファクティブ」（山田 2004 等）などと呼ばれるように、その名の通り、利益や恩恵性を付帯した行為のやりもらいを表す。高見(2000)は、被害受身文との対比から、「てもらう構文」を以下のように分類している。

- (1) a. 娘が、ピアノを夜遅くまで弾いた。（客観的描写）
- b. 私は、娘にピアノを夜遅くまで弾かれた。（被害・迷惑）
- c. 私は、娘にピアノを夜遅くまで弾いてもらった。（恩恵・利益）

高見(2000: 215)

高見(2000)によると、(1a)は「娘がピアノを夜遅くまで弾いた」という事象を話し手の感情を交えず、客観的、中立的に描写した文であるのに対し、(1b)は話し手がその事象により被害・迷惑を被っていることを、(1c)は話し手がその事象により恩恵・利益を受けていることをそれぞれ示しているという。このように、「てもらう」をはじめ「てやる」、「てくれる」も含む恩恵文では、その行為の恩恵性という面からは避けて通れないのであるが、山田(2004)が示すように、「てもらう構文」には、恩恵性を表すとは言えない事例も以下のように存在する。

- (2) ヘミングウェイは彫刻家ではない。忘れてもらっては困る。私は彫刻家なんだ。
 （池田満寿夫『エーゲ海に捧ぐ』）
- (3) しかし間違ってもらってはいけない。
 （多田裕計『長江デルタ』）

「てもらう」構文を使用するからには、本来であれば「忘れる」、「間違う」などの行為が、受益者にとって恩恵的であることを示すはずなのだが、上の例のように、「てもらう」構文に「困る」や「いけない」が後接すると、一転して、行為の受け手が迷惑を被っていることを示す文となる。

本稿では、本動詞の特徴はその補助動詞形に「コト'拡張」として引き継がれる点を説明した益岡(2013, 2021)を引き継ぎつつ、「てもらう」構文におけるこのような非恩恵的な事例も、その本動詞「もらう」の特徴を引き継いだ結果の産物であることを述べる。

2. 先行研究と問題の所在

¹ 補助動詞構文では、もともとなる動詞の構文（本動詞構文）における名詞句の部分が述語句に置き換えられる。名詞句（モノ）が述語句（コト）に置き換えられることが、益岡(2013)では「コト拡張」と呼ばれている。

2.1. 先行研究

「てもらう」構文を扱った研究には、先述の高見(2000)のように、受身文との比較から、恩恵性・被害性に焦点を当てた研究と、奥津・徐(1982)や高橋ほか(2005)、澤田(2009)のように、使役性・受動性に焦点を当てた研究とに大きく二分される。益岡(2001, 2013, 2021)はこれら 2 つの観点から「てもらう構文」はもとより、恩恵文を分析しており、「てもらう構文」における使役性・受動性や、この構文も含めた恩恵文に認められる恩恵性の源泉は、その本動詞形に求められるとしている。例えば、以下の例ではその適格性から、「受け取る」が単なるモノの授受を表すのに対し、「くれる」は授受の対象物が恩恵をもたらすようなものに限定されることから、モノの授受に恩恵の授受が伴うことを示している。

(4) 督促状を受け取った。

(5) ?督促状をくれた。 (益岡 2013: 24)

加えて、「てもらう構文」が、(6)のように与益者に対する働きかけが認められる例と、(7)のように認められない例に分かれるのは、本動詞の「もらう」自体が、授与者への働きかけによりモノの受領を実現する(8)の用法(「使役型受益」と、働きかけが認められない(9)の用法(「受動型受益」とを有するからであるとの説明がされる。

(6) 太郎は弟に代わりに行ってもらった。 (益岡 2021: 100)

(7) 太郎は木村先生に褒めてもらった。 (益岡 2021: 101)

(8) イチローはジローに頼んで梨をもらった。 (益岡 2013: 32)

(9) イチローは思いがけずジローに梨をもらった。 (益岡 2013: 33)

また、「てもらう構文」には認められず、「てくれる構文」の場合には認められる事例として、(10)のような、事態に対する話し手の評価的な用法(「対事態評価」)があることも併せて述べられている。

(10) ようやく涼しくなってくれた。 (益岡 2021: 110)

益岡(2021)では、(8)、(9)のように与益者・受益者の二者関係が保持され、本動詞自体に源流を求められる意味・用法を「構成的意味」、(10)のように与益者・受益者の二者関係から解放され、補助動詞構文が本動詞から派生させた意味・用法を「派生的意味」と呼ぶ。上の(6)~(10)の例は、いずれの用法にしても、受益者にとって恩恵的な行為や好ましい事態であることを表す文である。このような受益表現について、益岡(2021)では、受益を表す領域内で「てもらう」が専ら行為性の面を、「てくれる」が専ら結果性の面を担うという形で、受益の意味領域を適正に分かち合うことにより、受益文の「てもらう」構文と「てくれる」構文が共存可能となっているとの説明がなされている。

2.2. 問題の所在

益岡(2001, 2013, 2021)では、「てもらう構文」は、「受動型受益」、「使役型受益」の 2 つの用法を有しており、「てくれる構文」においては、「受動型受益」に加え、この補助動詞構文特有の派生的な用法である「対事態評価」の用法も認められるとされている。しかし、上のような恩恵的事態を表す事例がある一方で、山田(2004)では、先述の(2)、

(3)のように、話し手にとって好ましいとは判断できない事態にも「てもらう」が使用される例が数多く示されている。中でも特筆すべきは、(10)の例を「てもらう」で置き換えて、「*涼しくなってもらった」とはできないにもかかわらず、「困る」などの語を伴うと、(11)のように非恩恵的な事態における、当該事態のマイナス評価的な用法として「てもらう」を使用することができるようになる点である。この(11)の用法は、(12)の被害受身文と並行的であるとみることができる。

(11) 涼しくなってもらっては困る。

(12) 涼しくなられては困る。

益岡(2001, 2013, 2021)では、上記のような非恩恵的「てもらう構文」については触れられていないため、この点は追加の説明が必要であるように思われる。また、山田(2004)では多くの事例が挙げられているものの、なぜ「てもらう構文」においてこのような用法が生じているのかということには触れられていない。そのため、本動詞の特徴が補助動詞に引き継がれるという点を見直すことで、非恩恵的な「てもらう構文」が成立する要因を探りたいと思うが、その前に、「てもらう構文」におけるこのような表現は、どのような位置づけとして解釈されるべきなのかを次節にて先に確認しておこう。

3. 非恩恵的「てもらう構文」の位置づけ

「てもらう構文」に限らず、「てやる」や「てくれる」を使用した恩恵文においては、いずれの補助動詞にも非恩恵的な用法がみられる。

例えば「てやる」であれば、「その根性、叩き直してやる」のように、相手に何か危害を加えようという意志を示す事例や、「絶対にテストに合格してやる」のように、その行為の受影者が希薄ではあるものの、その行為者の何かを達成しようとする意志を示すような事例がある。

「てくれる」においても、「成敗してくれる」のように、先ほどの「てやる」の事例同様、相手に何か危害を加えようという意志を示す事例や、「よくも可愛がってくれたな」のように、自身への危害を示す事例もある。

「てもらう」であれば、「そこまで言うなら見せてもらおうじゃないか」のように、相手の挑発に対して同じ調子で言い返すような事例も存在する。

これらの用法はとりわけ、恩恵文の特徴である恩恵性を逆の意味として使用した、皮肉的な意味合いが強い。それに対し、先述の(2)、(3)や、以下の(13)のような、「～してもらっては困る」などの表現は、「てもらう」に後接する、「困る」などの語を伴うことで表現として安定しており、これ無しでは(13')のように、受益者にとって何かしらの面で「恩恵的な行為を受けた」ということを表すに過ぎないため、皮肉的な用法とは分けて考える必要がある。この構文が非恩恵的であるのは、後接する語を前提とした条件と言える。

(13) 会議室に入ってきてもらっては困る。

(13') 会議室に入ってきてもらった。

また、先述の通り、「雨が降ってくれた」のように、ただその事態や他人の行為が話

し手にとって恩恵的であるということを表す、「てくれる」構文の対事態評価の用法とも異なり、恩恵性の面が背景化してしまっている。この「てもらう構文」では、恩恵性もその逆の皮肉も、どちらの意味も持たないのである。

それでは、「～してもらっては困る」という表現の「てもらう」はどのような機能を持つということができ、それは、本動詞「もらう」のどのような特徴を引き継いでいるといえるのだろうか。この点を考えるために、次節では、本動詞「もらう」の用法を再検討するところから始めたいと思う。

4. 「もらう」の非恩恵的事例

「てもらう」「てやる」「てくれる」をはじめ、「てある」「ておく」「てみる」など補助動詞を使用した補助動詞構文では、その元となる動詞を使用した本動詞構文の名詞句が述語句に置き換えられるのであるが、この現象に「コト拡張」との名称を付けたのは、益岡(2013)であった。益岡(2013)では、恩恵文はコト拡張により、授受動詞の〈モノの授受+恩恵の授受〉という特徴を〈コトの授受+恩恵の授受〉という形で受け継ぐとしている。また、授受動詞における恩恵の授受という特徴は、以下の例から確認される。すなわち、「与える」、「渡す」、「受け取る」とは異なり、「やる」、「もらう」、「くれる」は、対象物が当事者にとって好ましいモノ、恩恵をもたらすモノに限定されるのである。

(14) a. 多くの学生に優を与えた。

b. 多くの学生に優をやった。

(15) a. 一部の学生に不可を与えた。

b. ?一部の学生に不可をやった。

(16) a. 職員に優待券を渡した。

b. 職員に優待券をくれた。

(17) a. 即座にイエローカードを渡した。

b. ?即座にイエローカードをくれた。

(18) a. 教え子から歳暮を受け取った。

b. 教え子から歳暮をもらった。

(19) a. 脅迫状を受け取った。

b. ?脅迫状をもらった。

(益岡 2001: 27)

また、「てもらう構文」に、使役型・受動型の用法が認められるのも、本動詞「もらう」の特徴を引き継ぐことに因る。

しかし、ここで特筆すべきは、本動詞「もらう」における対象物が、受け手にとって好ましくないモノである場合にも使用される例があるという点である。

(20) 風邪をもらう。 (『広辞苑第七版』)

(21) 小言をもらう。 (『広辞苑第七版』)

(22) 「自分たちファミリーのボクシングスタイルも、相手のパンチを外して打つ。パンチをもらわない。どんなときでもガードをきちんとする。特にオマールは経験が積み重なって、本当にディフェンスが巧かったんだ」

(『現代ビジネス』2023.10.25)

- (23) 「ファンのところに行ったら、イエローカードを貰うなんて知らなかったよ！ まあいいか！」
 (『SOCCER DIGEST Web』2024.5.12)

広辞苑第七版では、「もらう」の意味として、「自分が望まないものを与えられる」という意味が掲載されており、その用例として、(20)や(21)の文が掲載されている。また、ボクシングなどの格闘技では(22)のように「パンチをもらう」や「アッパーをもらう」などの表現も使用されるし、(23)のように「イエローカードをもらう」といった事例もある。これらの例における対象物である「風邪」や「小言」や「パンチ」、「イエローカード」といったモノは、望まないモノであることから、受け手に恩恵をもたらすモノとは直ちには判断できず、これらを恩恵的な対象物であると判断するには、特別な文脈が必要である。

これに加えて、「もらい〇〇」といった語句の中にも、以下のように、対象物が好ましいモノであるとは直ちには言い切れない事例がある。

- (24) 「もらい欠伸」「もらい親」「もらい聞き」「もらい事故」「もらい泣き」「もらい涙」「もらい腹」「もらい火」「もらい笑い」

上の表現では、「欠伸」、「涙」、「笑い」など、「他人につられて生理現象が起きる」場合や、「事故」や「火」など、「何らかのアクシデントに巻き込まれる」場合などに、「もらう」の名詞形との複合語として使用されている。「もらい〇〇」という表現がすべて恩恵性という特徴を持たないということではないのだが、意図せずにモノやコトを受け取った、あるいは意図せず影響を受けたという表現の中には、恩恵性の面が背景化しているとも考えられる事例が散見される。このように、「もらう」の対象物が恩恵をもたらすようなモノではない事例も少なくないのである。それでは、これらの事例がどのように非恩恵的「てもらう構文」に関わってくるのだろうか。

5. 考察

前節では、本動詞「もらう」を使用する際、恩恵をもたらすとは言い切れないモノが対象物となる事例や、「もらい〇〇」という語の中にも恩恵的とは言えない対象物が含まれる事例を確認した。これらの例に共通するのは、話し手が意図的に何かモノを受け取ろうとしたわけではなく、「思いがけずにモノを受け取った」という、非意図的な性質である。このような表現においては、「恩恵性」の面が背景化し、非意図的に対象物を受け取った、あるいは影響を受けたという「受動性」の面が前面に出る。ここから、本動詞「もらう」から補助動詞「てもらう」へと意味特徴が引き継がれる際に抽出されるのは、「恩恵性」や「働きかけ性」に加え、「受動性」も抽出されるものと解釈できる。これは、「私は思いがけず夕飯をごちそうしてもらった」というように、「思いがけず」などの行為者の意思が含まれないことを示す語と共起可能である点からも了解される。加えて、「もらう」自体もその特徴を有することから、「てもらう」にも、恩恵性が背景化し、受動性が前景化するという複合的な特徴が引き継がれると想定できる。しかし、補助動詞「てもらう」を使用する場合、基本的には恩恵的な行為の授受を表す用法に限

定されており、「恩恵性」が背景化される「てもらう構文」が無条件に生じるわけではない。そこで重要なのが、その成立条件である。何がトリガーとなって非恩恵的「てもらう構文」が成立するのか、ここで、この構文の用例をもう少し確認してみよう。

(25) 制限速度をオーバーしたからって、勝手に急ブレーキをかけてもらってはまらない。
(山田 2004: 156)

(26) 父親がそのせいで、ケチな息子への面あてに自殺したなどと言ってもらっては、ぼくとしては本当に立つ瀬がないと、息子は愚痴をこぼしたのである。

(山田 2004: 156)

(27) ここへ来た時第一番に氷水を奢ったのは山嵐だ。そんな裏表のある奴から、氷水でも奢ってもらっちゃ、俺の顔に関わる。(夏目漱石『坊っちゃん』)

(28) ちょっと、電話して断れよ、いまここへ来られちゃ迷惑だって。

(山田洋二『男はつらいよ』)

先の「～してもらっては困る」や「～してもらってはいけない」の例に合わせて、ここで確認されるのは、「たまらない」、「立つ瀬がない」、「迷惑だ」など、行為の受け手が当該の事態を「好ましいものではない」と、マイナス的に評価する語が「てもらう」の後に続いていることである。このように、当該の非意図的な事態を受影者が自身にとって好ましくない事態であると認識している場合に、非恩恵的「てもらう構文」が使用されるのである。そして、その構文内では、「困る」、「迷惑だ」などの語との兼ね合いから、本来「てもらう」が有している恩恵性の面が背景化し、当該の行為を受けた、あるいは当該の事態から影響を受けたという「受動性」の面が前景化する。この場合の「てもらう」は、恩恵性や被害性といった評価的な意味は帯びないことから、マイナス評価的な語と共起することにより、受影者が非意図的に受けた行為や事態が当該の人物にとって好ましくないことであることを表出する文として成り立つものと考えられる。

6. まとめと今後の課題

以上、本稿では、非恩恵的「てもらう構文」が成立する要因や条件について説明を与えた。ここでの主張は、以下の3点に集約される。

I) 本動詞「もらう」には、恩恵性の面が背景化し、受動性の面が前景化するという、複合的な特徴が認められる。

II) 上の「もらう」における複合的な特徴は、「てもらう」にも引き継がれており、「困る」、「たまらない」、「立つ瀬がない」等の、当該の行為や事態に対するマイナスの評価を示す語句との共起によって、非恩恵的「てもらう構文」の用法が成立する。

III) 非恩恵的「てもらう構文」における「てもらう」には、恩恵性や被害性といった評価的な意味は持たず、後接する「困る」などの語が、当該の行為や事態に対する評価の役割を担っている。

最後に、未だ明らかになっていない部分を、今後の課題として3点提示しておきたい。すなわち、「もらう」における受動的な意味の源流」という点と「受動文と「てもらう」

構文の違い」という点、「非恩恵的「てもらう構文」の分類」という点である。

まず、「もらう」における受動的な意味の源流」についてであるが、なぜ「もらう」が受動的な意味を保持し、「もらい〇〇」などの名詞形として使用され得るのかという点を明らかにする必要がある。これについては、「もらう」という語の語源から突き止められる可能性がある。例えば、『日本語語源広辞典』には、その語源について以下のように記載があり、「もらう」自体が受身の語形変化を伴ってできた語である可能性が示されている。

(15) もらう【貰う】

語源は、「モラ（盛ら）＋フ（接尾語受容）」です。モル（人に食べさせる）に対し、これを受ける表現（人から食わせていただく）表現が、モラウです。人に頼むか、許しを得て自分のものにすることを表します。例：この本箱は、僕がもらう。補助動詞として、一てモラウの用法もあります。例：助けてもらう。

（『日本語源広辞典』（増補版））

次に、「被害受け身文と「てもらう」構文の違い」についてであるが、「～してもらっては困る」といった表現は、上述の(11)、(12)の例のように、被害受け身の文と平行的であると思われる事例があり、どのような動機に支えられて、これらの似た表現が使い分けられるのかという点が明らかにされる必要がある。

(11) 涼しくなってもらっては困る。再掲

(12) 涼しくなられては困る。再掲

これに関しては、語用論的な観点から考察できる可能性がある。「～されては困る」といった表現では、被害受け身の文自体がその名の通り、被害性・迷惑性を帯びた文であるのに加えて、「困る」などの被害性・迷惑性を帯びた語を重ねることにより、受影者の迷惑感を前面に押し出した表現となる。その一方で「～してもらっては困る」の場合、基本的には恩恵性を帯びる「てもらう」が使用されていることにより、「困る」が有する被害性・迷惑性が緩和されるといった働きがあるのではないかと推測される。そのため、この発言の聞き手に対して、「悪いことをしている自覚がない、または良いことをしているつもりなのかもしれないが、受け手側は恩恵的な行為とは捉えていない」といったような、多少の行為者への配慮を持つことができるのではないかと考えられる。

最後に、「非恩恵的「てもらう構文」の分類」についてであるが、この用法は、構成的意味か派生的意味のどちらに分類されるのかという点を考える必要がある。「会議室に入ってきてもらっては困る」のように、行為の与え手・受け手が保持される事例もあれば、「雨に降られては困る」のように、その二者関係が保持されない事例もあり、二者関係という点のみではその分類が難しい。本動詞の意味特徴を受け継いでいるという点では、構成的意味に分類されるが、「困る」など外部の要素に支えられて成立する用法であるため、この構文に特有の派生的意味とも解釈が可能である。この点については、現状用意できる回答がないため、事例を再整理する必要がある。

上の3つの課題のいずれにおいても、未解決となっており、用意され得る回答も推論

の域を出ないため、根拠を重ねて結論を導く必要がある。そのため、「もらう」の語源や、被害受け身文と「てもらう構文」の文脈を含めた用例などをさらに分析し、上で述べた未解決の問題を明らかにすることを今後の課題としたい。

参考文献

- 大江三郎 (1975) 『日英語の比較研究—主観性をめぐって—』 南雲堂
- 奥津敬一郎・徐昌華 (1982) 「～てもらう」とそれに対応する中国語表現—“清”を中心—to— 『日本語教育』 46, pp.92-104
- 澤田淳 (2006) 「ヴォイスの観点から見た日本語の授受構文」 上田功・野田尚史 (編) 『言外と言内の交流分野—小泉保博士傘寿記念論文集—』 pp.253-264, 大学書林
- 高橋太郎・金子尚一・金田章宏・斎美知子・鈴木泰・須田淳一・松本泰丈 (2005) 『日本語の文法』 ひつじ書房
- 高見健一 (2000) 「被害受身文と「～に V してもらう」構文—機能的構文論による分析」 『日本語学』 vol.19, pp.215-223, 明治書院
- 増井金典 (2012) 『日本語源広辞典』 ミネルヴァ書房
- 益岡隆志 (2001) 「日本語における授受動詞と恩恵性」 『月刊言語』 Vol.30. No.5, pp.26-32 大修館書店
- 益岡隆志 (2013) 『日本語構文意味論』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2021) 『日本語文論要綱—叙述の類型の観点から—』 くろしお出版
- 松下大三郎 (1930) 『改撰標準日本文法』 中文館書店
- 山田敏弘 (2004) 『日本語のベネファクティブ—「てやる」「てくれる」「てもらう」の文法—』 明治書院

用例出典

- サッカーダイジェスト Web 編集部 (2024) 「「イエローを貰うなんて知らなかったよ！」 “決勝点誘発”の前田大然、ダービー後の投稿が現地で反響！「もし知ってたら？」 「魔法の瞬間をありがとう」 『SOCCER DIGEST Web』 2024 年 5 月 12 日
<https://news.yahoo.co.jp/articles/81ec6440e47c99986becfcd0231868c7f6fbd39a> (最終閲覧日 2024 年 10 月 10 日)
- 森合正範 (2023) 「井上尚弥と戦うまで「まともにパンチをもらったことがなかった」世界王者の告白」 『現代ビジネス』 2023 年 10 月 25 日
<https://gendai.media/articles/-/117575> (最終閲覧日 2024 年 10 月 10 日)